

富士市中小企業及び小規模企業振興基本条例

平成30年3月30日
()
条例第26号

富士市中小企業振興基本条例（平成19年富士市条例第8号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条－第10条）

第2章 基本的施策（第11条－第20条）

第3章 小規模企業者への配慮（第21条）

第4章 富士市中小企業等振興会議（第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

霊峰富士の麓に位置する私たちのまち富士市は、温暖な気候や豊富な地下水などの自然環境、東西交通の要衝という地理的条件等に恵まれ、紙パルプ産業をはじめとする様々な産業が集積し、ものづくりのまちとして発展してきた。

こうした産業を支える中小企業及び小規模企業は、たゆまぬ努力と創意工夫を重ねながら事業活動を展開することにより、地域経済の振興のみならず、雇用やまちのにぎわいを創出し、市民生活の向上に大きく貢献してきた。

しかしながら、人口減少、少子高齢化や経済活動の国際化など経済的社会的環境が大きく変化する中、本市の中小企業及び小規模企業は、売上の減少や労働力不足等の課題に直面しており、その経営環境は大変厳しいものとなっている。

こうした状況において、中小企業及び小規模企業が発展していくためには、中小企業者及び小規模企業者自らが経営の向上に努めるとともに、地域社会全体が中小企業及び小規模企業の振興の重要性を理解し、支援することが必要であり、とりわけ規模が小さく経営基盤の弱い小規模企業者への支援にあっては、その経営状況に応じた事業の持続的発展が図られなければならない。

このような認識の下、中小企業及び小規模企業が活力あふれる事業活動を展開し、市民が将来にわたり豊かな市民生活を享受することができる地域社会の実現に向け、中小企業及び小規模企業の振興のための施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興のために行う基本的事項を定めることにより、中小企業等の振興のための施策を総合的に推進し、もって活力ある地域社会及び豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業等関係団体 次に掲げる団体をいう。
 - ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された商店街振興組合であつて、市内に事務所又は事業所を有するもの
 - イ 中小企業等の振興を目的とする団体で市長が特に認めるもの
- (4) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び中小企業等関係団体をいう。
- (5) 中小企業等支援機関 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業等の経営に関する支援を行うものをいう。
- (6) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (7) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融に関する業務を行う事業者をいう。
- (8) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する者をいう。
- (9) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業等の振興は、中小企業者等の自主的な努力及び創意工夫による取組が促進されることを基本として推進されなければならない。

- 2 中小企業等の振興は、中小企業者等が本市の産業の中核として、地域の経済及び雇用を支え、市民生活の向上に貢献する重要な存在であるとの認識の下に推進されなければならない。
- 3 中小企業等の振興は、中小企業者等により経済的社会的環境の変化への円滑な対応が図られる

ことを基本として、中小企業等の発展のための支援が重要であるとの認識の下に推進されなければならない。

4 中小企業等の振興は、市、中小企業者等、中小企業等支援機関、大企業者、金融機関及び教育機関が相互に連携し、市民の協力を得て推進されなければならない。

5 中小企業等の振興は、経営資源の確保が特に困難である小規模企業者に配慮して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、必要な財政措置を講ずるものとする。

3 市は、中小企業等の振興に関する施策の実施に当たり、国、県その他関係機関及び関係団体と連携し、取り組むものとする。

4 市は、地域社会における中小企業等の重要性について市民及び関係者の理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者等は、自主的な努力及び創意工夫により経営の向上に努めるものとする。

2 中小企業者等は、人材の育成、雇用の安定、従業員の福利厚生の上昇及び従業員の仕事と生活の調和の実現に努めるものとする。

3 中小企業者等は、誰もが意欲的に働き続けることができる環境整備等地域における雇用機会の創出に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

4 中小企業者等は、後継者の育成、技術の継承等により円滑な事業の承継を図るよう努めるものとする。

5 中小企業者等は、教育機関の実施する職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等に協力するよう努めるものとする。

6 中小企業者等は、事業活動を行うに当たり、市内で生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスの積極的な活用等に努めるものとする。

7 中小企業者等は、中小企業等の振興に関し市が実施する施策及び中小企業等支援機関が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(中小企業等支援機関の責務)

第6条 中小企業等支援機関は、中小企業等の行う経営の向上のための取組を積極的に支援するものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業等の重要性について理解を深め、中小企業者等と連携し、及び協力して事業活動を行うよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業者等が自主的な経営基盤の強化及び経営の革新に取り組むために必要な資金を円滑に供給するほか経営の向上のための支援を行うよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等を通じ、健全な職業観及び勤労観の醸成に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業等が活力ある地域社会及び豊かな市民生活の実現に果たす役割の重要性を理解し、中小企業等の振興に関し市が実施する施策及び中小企業等支援機関が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(経営の革新の促進)

第11条 市は、中小企業等の経営の革新を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(円滑な創業の促進)

第12条 市は、中小企業等の円滑な創業を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(新たな事業分野への進出の促進)

第13条 市は、中小企業者等の新たな事業分野への進出を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(積極的な販路開拓の促進)

第14条 市は、中小企業者等の積極的な販路の開拓を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保の支援)

第15条 市は、中小企業者等の事業活動を担う人材の育成及び確保を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(受注機会の増大)

第16条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等において中小企業者等の受注の機会の増大を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(円滑な事業承継の支援)

第17条 市は、中小企業者等の円滑な事業の承継を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(資金供給の円滑化)

第18条 市は、中小企業者等に対し円滑に資金が供給されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(連携の促進)

第19条 市は、中小企業等の振興に関する施策を効果的に実施するため、中小企業者等、中小企業等支援機関、大企業者、金融機関及び教育機関の相互の連携を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(支援に関する情報の提供)

第20条 市は、中小企業者等に対し、国、県及び市並びに中小企業等支援機関が実施する中小企業者等の支援に関する情報を提供するため、必要な施策を講ずるものとする。

第3章 小規模企業者への配慮

第21条 市は、中小企業等の振興に関する施策を講ずるに当たり、小規模企業者に配慮し、小規模企業者の事業の持続的発展を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第4章 富士市中小企業等振興会議

第22条 市は、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するため、富士市中小企業等振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

2 振興会議は、市長の諮問に応じ、中小企業等の振興に関する重要事項の調査及び審議並びに施策の評価を行うものとする。

3 振興会議は、前項の調査、審議及び評価を行うほか、中小企業等の振興に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 振興会議は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公募による市民

(3) 中小企業者等の代表者等

- (4) 中小企業等支援機関の代表者等
 - (5) 金融機関の代表者等
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は、同年7月1日から施行する。